

# 解説 マイナンバー

## 第7回

### ◆漏えい防止へ体制整備を

最終回は安全管理措置について解説いたします。  
特定個人情報の取り扱いについて、特定個人情報保護委員会が示したガイドラインがあります。これによる事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、次の7つが示されています。

#### 1. 基本方針の策定

策定は義務ではありませんが、考え方の根幹をなす部分ですので策定いただくと良いでしょう。

#### 2. 取扱規程など

従業員数100人超の規模の事業所は策定しなければなりません。マイナンバーの①取得、②利用、③保存、④提供、⑤削除・廃棄の5段階について、取扱方法、責任者、事務取扱担当者（以下担当者）の任務などについて規定します。

#### 3. 組織的安全管理措置

責任者や担当者の役割、特定個人情報などの範囲、情報漏えいなどの報告連絡体制などの組織体制を整備します。その上で、取扱規程などに基づく運用と、その状況確認の手段を整備し、万が一の情報漏えいなどの事案に対応する体制の整備をします。また、定期的な見直しを行います。

#### 4. 人的安全管理措置

担当者の監督と教育を行います。そのため就業規則などに研修や特定個人情報などの秘密保持に関する事項を盛り込みます。

#### 5. 物理的安全管理措置

事業所内の特定個人情報ファイル（以下ファイル）のシステムを管理する「管理区域」と、特定個人情報の事務を実施する区域「取扱区域」を明確にします。その上で、「管理区域」への入退室管理、機器などの持ち込み制限や、「取扱区域」に間仕切りなどを設置し、担当者以外の者が容易に特定個人情報に接することがない座席配置などをして区域を管理します。

また、取り扱うパソコン、USBメモリーや書類などは、施錠できるキャビネットに保管するなどして盗難や紛失などを防止します。電子媒体などを持ち出す場合は、データの暗号化、パスワードの設定、施錠可能なケースやかばんに入れるなどの対策をします。

そして、個人番号関係事務を行う必要がなくなった場合で、法令の保存期間などを経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに焼却・溶解・シュレッダーなどで復元できないように削除あるいは廃棄し、その記録を保存します。また、委託する場合は証明書などにより削除あるいは廃棄を確認します。

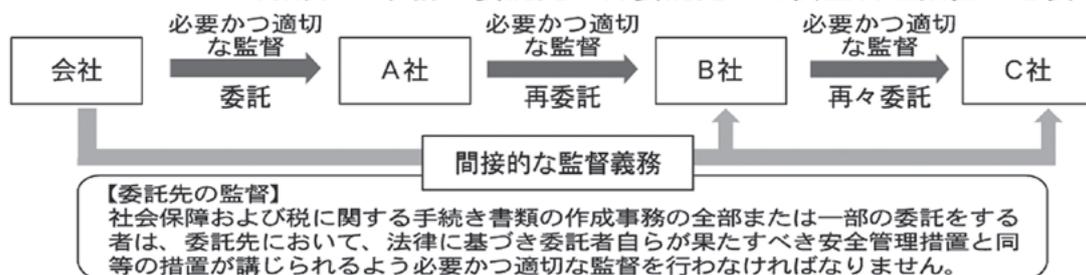
#### 6. 技術的安全管理措置

情報システムを使用する場合、アクセス権を担当者に限定します。また、アクセスできるファイルの範囲をアクセス制御します。その際、担当者のアクセス権の有無については、ユーザーID、パスワードなどを使い、アクセス者の識別と認証を行います。そして、ファイアウォールなどの設置や定期的なログ管理や分析を行い必要な対策をします。

さらに、インターネットなどの使用は通信経路を暗号化することや、情報システム内の特定個人情報などのデータの暗号化や、パスワード設定をするなどして情報漏えいなどの防止をします。

## 安全管理は事業所の責務

### ■マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要



出典：内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省  
「マイナンバー社会保障・税番号制度民間事業者の対応」（平成27年5月版）

### ◆委託先への監督も必要

#### 7. 委託先における安全管理措置

「委託元」が、「委託先」に対して「必要かつ適切な監督」を行わなかった結果、漏えいなどが発生した場合、番号法違反と判断される可能性があります。

「必要かつ適切な監督」とは、①委託先の適切な選定（自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かあらかじめ確認するなど）、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結（秘密保持義務、目的外利用の禁止、再委託の条件、従業員への監督・教育など）、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握、が含まれます。

以上のように、規定類や契約書などを作成しなければなりません。特に「就業規則」については、利用目的の明示、本人確認のための書類などの提出時期や義務、担当者の教育や監督、研修受講の義務、秘密保持、情報漏えいなどの防止や懲戒などを規定する必要があるでしょう。

なお、就業規則の変更は常時10人以上の労働者を使用している事業所は、労働者の意見書を添えて、労働基準監督署長に届け出なければなりませんので、ご注意の上、早目の対応が必要です。

(特定社会保険労務士・小林元子)

Random thoughts relay  
 リレー随想  
 No.187

# ウエディングベル

株式会社大みか铸造所

富田 祐哉



前回同様に立志塾同期であります合同会社アズオン佐野様から「東や鮎店根本さんの次はお前よ」と命令を頂きました。

何を書こうか色々迷いましたが、佐野様から「結婚式のことをお書き」と命令を頂きましてので、新婚の私自身の結婚観についてこれから書いていこうかと思ひます。

私は2015年5月22日に入籍し、同年10月10日に結婚式を挙げました。立志塾の皆さんからお祝いしていただき、同期のメンバーには結婚式に出席していただき祝福してくれました。皆様のおかげで最高に幸せな日を迎えられました。

では、早速私の結婚観についてお話させていただきます。

20代半ばにもなると周りが結婚ラッシュで、親戚や友達との結婚式に出席することが多くなり、出席すれば「やっぱり結婚式っていいなあ」と胸がいつぱいになります。なるもの自分自身あまり結婚願望がなかったため、そこまで焦っていませんでした。

と、友人などの結婚式はいいなと思うけれど結婚するとなると抵抗がありました。抵抗というか結婚することの意味がわかりませんでした。生活するために結婚が必須だった時代ではない現代に生まれた私にとってその意味を見つめることはなかなか難しいことでした。

生活のため？子育てのため？好きな人に一生寄り添いたいから？理由はそれぞれあれ、今も昔も、その人にとって必要なことだから結婚をしているのだとは思いますが…

否定的な私でありましたが、一応私なりの結婚に対する考えは持っているつもりではいきました。

結婚するためには、お金・出会い・価値観など様々な困難を乗り越えなければならぬことや、男性と女性では思考パターンが違い、されたり言われた時に強く拒絶反応が出る部位が異なる。そのことを理解しておくだけで、あらかじめお互いの地雷を避けて通ることができるようになる。

うになる。男女では考え方や好みが違う。当たり前のことだからこそお互いが嫌がることはしない。などこのように思っていました。だからこそそんな面倒なことをしたくないと結婚に対して否定的になってしまいました。

「結婚は人生の墓場」なんて言葉をよく聞きますが、この言葉、結婚が決まるまでにはこう受け取っていました。結婚すると様々なことに束縛される生活を余儀なくされる。女房・子供の面倒は見なきゃならない。財布の紐はカミサンに握られる。その上休日には家族サービスマンにやらなければならない。結婚なんてまっぴらだ。独身貴族を謳歌した方がずっとマシだ。でも、周りで幸せそうな結婚生活を送っていると、可愛らしい子供を見てみると、案外結婚も魅力的だと思える自分もいました。

その中でも私の結婚観を変えた出来事、嫁さんに出会ったことは大々大前提として、私が株式会社大みか铸造所に入社する

前に勤めていた介護施設で、ある利用者さんに出会ったことです。

私が介護施設に勤めて1年がたとうとしていたころ、ALS…筋萎縮性側索硬化症という病の70代の女性の利用者さんが入所しました。その利用者さんは日にに食事もとれなくなり言葉すら容易に発せなくなりました。それでも生きる希望の火を絶やさず毎日笑顔で過ごしていました。私は「なぜ毎日そんなに笑顔でいられるのだろう」と思っていました。

でもその答えはすぐわかりませんでした。どんな日でも旦那さんが毎日毎日お見舞いに来ていたからです。旦那さん自身具合が悪くても、それでも逢いにきていました。時には見舞いにきてい設で倒れてしまったこともありました。天気が悪くても自分の具合が悪くても奥さんの病室を出るまでは絶対に笑顔を絶やさないのです。倒れたことも「妻には絶対に言わないでください」と配慮していました。帰る

ときには必ず奥さんの頬を指で優しく撫でて「また来るね」と言って帰るのが日課でした。そのご夫婦はお見合い結婚だったそうです。でもお互いに口を揃えて「生まれかわってもまた一緒にになりたい」と言っていました。そのお二人の日々を見て私も将来こういう夫婦になれる人と結婚したい。自分の奥さんがどんな姿になったとしても愛しとおせる夫になりたいと思えるようになりたい。

この夫婦に出会ってなければ私は今こうして愛を誓った嫁と結ばれることはなかったかも知れません。

これからも妻を大事にするとは当たり前ですが、この夫婦のように幸せで周りから見ても微笑ましく見えるあなたか家庭を築いていこうと思ひます。

最後に「結婚は人生の墓場」という言葉は日本で間違っているとすぐ出てきますが、本当の意味は「誰彼かまわず性交する自由恋愛はやめなさい。生をまっとうするなら、まずは体を清めること。そして、墓のある教会で貴方が愛した唯一の人と結婚しなさい」とフランシスの詩人シャルル・ボードレルが発したフレーズだそうです。

株式会社大みか铸造所  
 日立市留町1270-17  
 TEL 0294(52)4467

キラリ☆会員探訪 ..... 第90回

『バイクと共に歩んで...』



モトハウス みや

代表 宮本 重正 さん

日立市滑川町2-14-29  
 電話 0294-22-1997  
 FAX 0294-24-5466  
 〈営業時間〉 9:00 ~ 19:00  
 〈定休日〉 火曜日

看板に『HONDA』のロゴが前面に掲げられている「街のバイク屋さん」、「モトハウスみや」は創業から32年のバイク店です。  
 創業当時の1980年、90年代は空前のバイクブームでもありました。「遠くまで行けることに感動してバイク好きになり、トライアルバイクの趣味が高じてバイク屋さんになりました」という宮本さん。

欲となったそうです。28歳の時に開業。当初から10年間はバイクの販売修理の他に、協会公認のMFJ地方選手権茨城大会や採石場を借りて仲間とコースを作り競技大会を開催しました。その傍ら、宮本さんもトライアル競技に参戦していたそうです。  
**バイクの楽しさを届けたい**  
 現在、店は昔なじみのバイク仲間やお客様に支えられながら、営業用バイクの修理販売を中心に営業。トライアル競技の方では一線から退いた宮本さんですが、今でも年に1回は仲間たちとスパーカーに乗ってツーリングを楽しんでいるのだとか。  
 「エンジン音、コーナを曲がる瞬間の爽快感、路面と対峙のみの走行中の孤独と、



休憩時の仲間との会話。それらはバイク本来の楽しさであり、魅力です」と宮本さん。  
 そんなバイクを長く楽しみたいという人のために、「バイクに携わる者として、安全で気兼ねなく走れる場所を提供していかなければ」と思っています。これからもお客様に安心安全を提供するのはもちろん、笑顔でバイクライフを送れるようサポートしていきます！と話してくれました。  
 ※ 商工会議所さんへ ※  
 商工会議所さんとのつながりは、記帳指導や税金申告でお世話になっていて、本当に助かっています。これからもよろしく願います。

未来予想図

トライアルバイクはタイムを競うのではなく、専用のバイクで高低差や傾斜が複雑に設定されたコースを正確な技で越えていく特殊な競技です。1970年代に日本に入ってきて流行りました。バイクトライアルとの出会いで、私の人生が決まったようなものです。その後、国内でトライアル人気は下火になりましたが、最近また人気が出てきたことを喜んでます。  
 トライアルも含め若い人や中高年のモーターバイク人生を応援します。気軽にご相談ください。



エールを送ります！

日立市本宮町 株式会社日新工業所 小森 弘隆 さん

店主、宮本さんと知り合ったのは、まさしくバイクトライアル競技との出会いで、40年以上バイクを通してかかわってきました。

トライアル競技に対してのバイクメンテナンス、ツーリング中での故障対応等々随分お世話になりました。

これからのバイク社会にバイクは益々重要な存在になると思います。店主宮本さんは、お客様からの人望も厚く、技術の高さも認められ多くのお客様から信頼を得ています。これからも、色々なバイクの魅力、楽しみ方やメンテナンスなど気軽に応じてくれる店、「モトハウスみや」さんへエールを送りたいと思います。

# 会議所インフォメーション

TEL 22-0128 FAX 22-0120

## 会議室使用について

(単位：円)

会員事業所の会議などに当所会館内の会議室をご利用ください。会員事業所には、料金の割引特典があります。使用に際しては、総務課へお問い合わせください。



第2会議室(3F)



第4会議室(4F)



ドームホール(4F)

階	室名	面積	収容人員	区分	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 17:30～ 20:30
3	第2 会議室	86㎡	20名	会員	4,000	5,000	5,500
				一般	6,000	7,500	—
4	ドーム ホール	180㎡	120名	会員	13,000	15,000	16,000
				一般	19,500	22,000	—
	A	100㎡	70名	会員	7,000	8,000	8,500
				一般	10,500	12,000	—
	B	80㎡	50名	会員	6,000	7,000	7,500
				一般	9,000	10,500	—
第4 会議室	108㎡	70名	会員	7,000	8,000	8,500	
			一般	10,500	12,000	—	

### 役員・議員紹介コーナー

## 『素顔』 第51回

現在当所には商工会議所の運営について意思決定を行う110名の“議員”の方々があります。議員の皆さんには地域における商工業の振興と地域社会の進展にご尽力いただく重要な役割を果たして頂いています。このコーナーではその“議員”の皆さんにスポットをあて、その素顔にせまっています。

株式会社キャビンプレス 代表取締役 **柴田 主靖** 氏(観光環衛業部会)



常陸多賀の街に賑わいを取り戻そうと柴田氏と彼の仲間たちで始めた多賀ジブシーマーケット。実行委員長でもある柴田氏は微笑みながら「ジブシーマーケットは、よかつぱまつりより小規模なイベントです。でも、回を重ねる毎に盛り上がりを見せて、7回目となった今年は1200人が来てくれました。これがまち活性の起爆剤になれば…」と、話した。

以前は多賀地区で営業していたが、現在は日立地区で『イタリア家庭料理ペイカナーズ』と『Cafe diningピンチョス』の2店舗を営業している。それでも多賀地区との関係を大事にして、多賀ジブシーマーケットのサポートを続けている。

柴田氏は10年ほど前までは仕事を拡大させることばかり考えていた。でも不況下で仕事を整理するに至り人生観が大きく変わった。何のための仕事なのか、自分には何ができるのかと考えるように。それ以来、地元や他人の役に立ちたいと思うようになった。「日立商工会議所の議員の立場も利用して、たくさんの方の知恵を拝借し、自分も学びながら日立の街を活性化したい。そしてそれを形にしていくことも常に考えています」と話す。柴田氏はピンチをチャンスに変える、ハングリー精神を持ち合わせたアイデアマンでもある。

## かいぎしよNEWS新年号の広告掲載事業所を募集します

当所では新年を飾るかいぎしよNEWS新年増大号を発行しています。

発行日 平成28年1月20日(水)  
※原稿締切 平成27年12月4日(金)

発行部数 3,600部

広告の大きささと金額(税込)

□カラー	A4版1/2(裏表紙)	64,800円	□モノクロ	A4版1/3	21,600円
	A4版1/2(裏表紙内側)	54,000円		A4版2/3	43,200円
			◆申込・問合せ 総務課	A4版1/2	32,400円

通常号(毎月20日発行)  
広告の大きさ  
タテ50mm×ヨコ170mm  
広告掲載料 12,960円(税込)



# 11月は労働保険適用促進強化期間です。



**労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。**

## 労働保険とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度でそれぞれに行われておりますが、保険料の徴収については加入事業所の利便と事務処理の能率向上を図るために一元的に扱うこととしており、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。

## 労災保険とはこんな制度です。

労働基準法の災害補償の規程に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

## 雇用保険とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

労働者を一人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

問合せ 茨城労働局労働保険徴収室(TEL029-224-6213)または最寄の労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)へお尋ねください。

## 中小企業・小規模事業者の経営者の皆様へ

# 経営者保証に関するガイドラインができました

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」といいます。)の経営者の皆さまが金融機関に差し入れている個人保証(以下「経営者保証※」)について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業(債務者)、保証人、債権者の自主的なルールを定めたものです。

これにより経営者保証の課題・弊害を解消し、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としています。法的拘束力はないものの、中小企業・保証人・債権者が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

適用開始日(平成26年2月1日)以降、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約(適用開始日以前に締結されたものを含みます。)について保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることになります。

個別のご相談は、お取引をしている金融機関やお近くの中小企業基盤整備機構地域本部、商工会・商工会議所等へお問い合わせください。

また、ガイドラインに関する照会については次の相談窓口でも受け付けます。

「経営者保証に関するガイドライン」および「経営者保証に関するガイドラインQ&A」は次のホームページから入手可能です。

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

## 動画掲載ホームページ(政府インターネットテレビ[労働・産業]カテゴリー)

～中小企業や小規模事業者の方へ～ 経営者保証なしで融資を受けられる可能性があります  
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12517.html>

「静かな時限爆弾」—アスベストの入った屋根材の葺き替えに!

安全 安心な  
石綿飛散防止工法

# シールドサクシヨン工法

関東初!

県内唯一!

厚生労働省通達済 国土交通省NETIS登録CG-100016-A 特許第4235248号 商標実用新案登録済

屋根の葺き替えをお考えの方、まずはお気軽にお電話でご相談ください!

確かな技術で責任施工 合同会社茨城県SS管理委員会

■事務局 / 茨城県屋根工事業協同組合内 〒319-1234 茨城県日立市大和田町626

TEL 0294-54-0126 FAX 0294-54-1425

施工店

屋根・外装・板金工事

## 宮原瓦工業株式会社

■本社 〒319-1234 茨城県日立市大和田町627

■いわき営業所

TEL 0294-52-5482(代) FAX 0294-53-1805

